

令和 7 年定例会
予算決算常任委員会
医療保健子ども福祉病院分科会

説 明 資 料

《議案補充説明》

1 【議案第104号】

令和 7 年度三重県一般会計補正予算（第 2 号）について 1

2 【議案第109号】

三重県立公衆衛生学院条例及び三重県農業大学校条例の一部を改正
する条例案について 6

《所管事項説明》

1 三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例に基づく
報告について 9

令和 7 年 6 月 1 8 日
医 療 保 健 部

1 令和7年度三重県一般会計補正予算（第2号）について

1 補正額

議案第104号「令和7年度三重県一般会計補正予算（第2号）」に係る医療保健部関係分は、2億2,414万4千円の増額となっています。

その内訳は以下のとおりであり、項目については、2頁の表に整理しています。

（単位：千円）

区 分	補正前の額	補正額	補正後の予算額
第3款 民生費	83,852,575	—	83,852,575
第4款 衛生費	28,408,874	224,144	28,633,018
一 般 会 計	112,261,449	224,144	112,485,593

議案第104号 令和7年度三重県一般会計補正予算（第2号）

（項目一覧）

（単位：千円）

項 目	補正前の額	補正額	補正後の予算額	説 明
民 生 費 計	83,852,575	0	83,852,575	
《衛生費》 （増額補正） 小児医療対策費 小児・周産期医療体制強化推進事業費	297,660	91,823	389,483	分娩数が減少している分娩取扱施設への支援や分娩取扱施設が少ない地域に所在する施設が分娩取扱を継続するための支援、妊婦健診等を担う施設として診療を継続する産科施設に対する支援に要する経費
地域医療対策費 医療施設等施設・設備整備費補助金	278,019	81,539	359,558	医療機関における電子処方箋の導入に対する支援に要する経費、並びに国庫補助事業（医療施設近代化施設整備事業）の交付対象となる施設整備に着手している医療機関に対する建築資材高騰分の支援に要する経費
医薬品等安全対策費 薬事経済調査費	10,801	40,424	51,225	薬局における電子処方箋の導入に対する支援に要する経費
救急医療対策費 二次救急医療体制強化推進事業費	175,956	9,350	185,306	国庫補助事業（病院群輪番制病院及び共同利用型病院施設整備事業）の交付対象となる施設整備に着手している医療機関に対する建築資材高騰分の支援に要する経費
防疫対策費 防疫対策事業費	573,433	1,008	574,441	国庫補助事業（新興感染症対応力強化事業）の交付対象となる施設整備に着手している医療機関等に対する建築資材高騰分の支援に要する経費
衛 生 費 計	28,408,874	224,144	28,633,018	
合 計	112,261,449	224,144	112,485,593	

2 補充説明

(1) 周産期医療提供体制の確保に向けた支援 9, 182万3千円

○小児・周産期医療体制強化推進事業費

① 分娩取扱施設支援事業

分娩取扱施設のうち、令和5年度における分娩取扱件数が、平成29年度から令和元年度の3年間の平均を下回っている病院、診療所および助産所に対して、分娩取扱に要する経費相当分の給付金を支給します。

【補正額】 4, 150万円の増額（財源：国10/10）

【対象施設】 令和5年度における分娩の取扱件数が平成29年度から令和元年度の3年間の平均を下回っている病院、診療所および助産所

【給付額】 病院又は診療所 1施設あたり250万円（15施設）

助産所 1施設あたり100万円（4施設）

② 地域連携周産期支援事業（分娩取扱施設）

分娩取扱施設が少なく、当面、集約化が困難な地域に所在する分娩取扱施設に対して、分娩取扱を継続するための経費を支援します。

【補正額】 2, 280万円の増額（財源：国1/2、県1/2）

【対象施設】 分娩を取り扱う病院が1以下かつ診療所が2以下である二次医療圏に所在する分娩取扱施設（2施設）

【対象経費】 職員基本給、職員諸手当、諸謝金、社会保険料

【補助率】 1/2（国1/4、県1/4、施設1/2）

③ 地域連携周産期支援事業（産科施設）

地域の他の産科施設の負担を軽減するため、妊婦検診や産後ケア等を実施する分娩を取り扱っていない、または分娩の継続が困難である病院、診療所の施設・設備整備を支援します。

【補正額】 2, 752万3千円の増額（財源：国10/10）

【内訳】 ①施設整備 1, 480万円（2施設）

②設備整備 1, 272万3千円（5施設）

【対象施設】 妊婦検診や産後ケア等を実施する分娩を取り扱っていない、または分娩の継続が困難である病院、診療所

【補助率】 1/2（国1/2、施設1/2）

(2) 電子処方箋の活用・普及促進に向けた支援 1億1,511万2千円

○医療施設等施設・設備整備費補助金（電子処方箋活用・普及促進事業）

電子処方箋の活用・普及促進を図るため、病院および診療所が電子処方箋管理サービスを導入するために行うシステム改修等に要する経費を補助します。

【補正額】 7,468万8千円の増額（財源：国2/3、県1/3）

【内訳】 ①病院および診療所に対する補助金 6,656万6千円

・ 病院（200床以上） 902万7千円（9施設）

・ 病院（200床未満） 1,014万円（15施設）

・ 診療所 4,739万9千円（480施設）

②委託等事務経費 812万2千円

【対象施設】 令和7年9月末までに電子処方箋管理サービスの導入を終えている病院
および診療所

【補助率】 病院 1／6（国1/9、県1/18、支払基金1/3、施設1/2）

診療所 1／4（国1/6、県1/12、支払基金1/2、施設1/4）

○薬事経済調査費

電子処方箋の活用・普及促進を図るため、保険薬局が電子処方箋管理サービスを導入するために行うシステム改修等に要する経費を補助します。

【補正額】 4,042万4千円の増額（財源：国2/3、県1/3）

【内訳】 ①保険薬局に対する補助金 3,468万円（400施設）

②委託等事務経費 574万4千円

【対象施設】 令和7年9月末までに電子処方箋管理サービスの導入を終えている保険
薬局

【補助率】 1／4（国1/6、県1/12、支払基金1/2、施設1/4）

(3) 医療機関等における施設整備（建築資材高騰）への支援 1, 720万9千円

○医療施設等施設・設備整備費補助金（医療施設等経営強化緊急支援事業）

国庫補助事業（医療施設近代化施設整備事業）の交付対象となる施設整備に着手している医療機関に対して、整備面積（㎡数）に応じた建築資材高騰分を支援します。

【補正額】 685万1千円の増額（財源：国10/10）

【対象施設】 令和6年度中に工事契約を締結し、令和8年3月末までに国庫補助事業の交付対象となる施設整備に着手している医療機関（1施設）

【補助率】 0.33（国0.33、施設0.67）

【補助額】（建築資材高騰分反映後補助単価－現行補助単価）×整備面積

○二次救急医療体制強化推進事業費

国庫補助事業（病院群輪番制病院及び共同利用型病院施設整備事業）の交付対象となる施設整備に着手している医療機関に対して、整備面積（㎡数）に応じた建築資材高騰分を支援します。

【補正額】 935万円の増額（財源：国10/10）

【対象施設】 令和6年度中に工事契約を締結し、令和8年3月末までに国庫補助事業の交付対象となる施設整備に着手している医療機関（1施設）

【補助率】 0.33（国0.33、施設0.67）

【補助額】（建築資材高騰分反映後補助単価－現行補助単価）×整備面積

○防疫対策事業費

国庫補助事業（新興感染症対応力強化事業）の交付対象となる施設整備に着手している医療機関等に対して、整備面積（㎡数）に応じた建築資材高騰分を支援します。

【補正額】 100万8千円の増額（財源：国1/2、県1/2）

【対象施設】 令和6年度中に工事契約を締結し、令和8年3月末までに国庫補助事業の交付対象となる施設整備に着手している医療機関等（3施設）

【補助率】 10/10（国1/2、県1/2）

【補助額】（実契約単価－現行補助単価）×整備面積

2 三重県立公衆衛生学院条例及び三重県農業大学校条例の一部を改正する条例案について（医療保健部関係分）

1 改正理由

令和 7 年 3 月 31 日に、大学等における修学の支援に関する法律が改正されたことに伴い、規定を整理するものです。

2 改正内容

三重県立公衆衛生学院条例第 8 条第 1 項中「大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第 8 号）第 8 条第 1 項」を「大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第 8 号）第 4 条第 1 項」に改めます。

なお、本条例改正により、従来からの対象である低所得者世帯の学生等に加え、多子世帯の学生等が世帯の所得にかかわらず授業料等の減免対象者となります。

3 施行期日

公布の日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用します。

三重県立公衆衛生学院条例及び三重県農業大学校条例の一部を改正する条例案

右提出する。

令和七年六月三日

三重県知事 一見勝之

三重県立公衆衛生学院条例及び三重県農業大学校条例の一部を改正する条例

(三重県立公衆衛生学院条例の一部改正)

第一条 三重県立公衆衛生学院条例(昭和四十八年三重県条例第六十六号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
第八条 知事は、大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第八号)第四 条第一項の規定により授業料等減免対象者として認定した者(次項において「授業料等減免対象者」という。)については、入学料又は授業料を減免するものとする。	第八条 知事は、大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第八号)第八 条第一項の規定により授業料等減免対象者として認定した者(次項において「授業料等減免対象者」という。)については、入学料又は授業料を減免するものとする。
2・3 (略)	2・3 (略)

(三重県農業大学校条例の一部改正)

第二条 三重県農業大学校条例(昭和六十一年三重県条例第五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
第八条 知事は、大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第八号)第四 条第一項の規定により授業料等減免対象者として認定した者(次項において「授業料等減免対象者」という。)については、授業料を減免するものとする。	第八条 知事は、大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第八号)第八 条第一項の規定により授業料等減免対象者として認定した者(次項において「授業料等減免対象者」という。)については、授業料を減免するものとする。
2・3 (略)	2・3 (略)

附則

この条例は、公布の日から施行し、令和七年四月一日から適用する。

提案理由

大学等における修学の支援に関する法律の一部改正に伴い、規定を整理する必要がある。
これが、この議案を提出する理由である。

1 三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例に基づく報告について

	頁
(1) 予算に関する補助金等に係る資料	
・(条例第5条関係) 予算に関する補助金等に係る資料(1,000万円以上)	10

第1号様式(条例第5条関係)

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:医療保健部)(単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額 (予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	課(室)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
56	施設整備促進・分娩取扱施設等経営強化緊急支援事業費補助金	尾鷲総合病院 尾鷲市上野町5-25	11,400 (未定)	分娩取扱を継続するための運営に係る費用を補助する。	(目的、理由) 分娩取扱施設が少なく、当面、集約化が困難な地域に所在する施設に対して、分娩取扱を継続するための運営に係る費用を支援することにより、分娩取扱機能を維持することを目的とする。 (根拠) 医療保健部関係補助金等交付要綱	シビルミニマム 当該施設への支援を行うことで、分娩取扱施設が少なく、当面、集約化が困難な地域における分娩取扱施設の維持に繋がるものであり、公益性がある。	医療政策課	衛生費	公衆衛生費	公衆衛生総務費	小児医療対策費
57	同上	大石産婦人科医院 熊野市有馬町201	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上